

難病による通院に係る交通費・宿泊費を一部助成します

難病の治療のため北海道内の医療機関（町外に限る）に通院しなければならない場合の援護旅費として、通院に要する旅行費用及び宿泊費用の一部を助成しています。

1 助成内容

(1) 旅行費用助成金

最も経済的な通常の路程及び方法により次に掲げる額を算定、その合計額の2分の1

- 患者が通院した医療機関の所在地までの鉄道の路程に応じた普通旅客運賃の額。
- 旅程に特別急行が運行し、及び座席指定がされている場合における当該路程に係る特別急行料金及び座席指定料金の合計額
- 患者が通院した医療機関の所在地までのバスの路程に応じたバス料金の額

(2) 宿泊費用助成金

- 町長が宿泊を要すると認めた場合において、1回の通院につき1泊を限度とし、実際に要した額とする（助成金額の上限6,000円を限度）。

2 申請方法

援護旅費の助成を受けようとする患者又は保護者は、あらかじめ認定を受けて登録する必要があります。登録の有効期間は、1年間（毎年12月に認定の更新が必要です。）

（登録に必要な書類）

- ① 難病患者等援護旅費受給資格登録申請書
- ② 公的機関の発行する患者であることを認定するに足りる書面の写し（※）

※ 「認定するに足りる書面の写し」とは？

例）北海道の「特定医療費（指定難病）受給者証」の写し

特定疾患治療研究事業に基づく対象疾患であることが確認できる書類
診断書等

3 助成金の請求

- ① 難病患者等援護旅費交付請求書
- ② 宿泊費用助成金の場合は、宿泊先の発行する領収書の写し

※ 請求の期限は、通院した日の属する月の末日の翌日から起算して6月以内

厚岸町 保健福祉課障がい福祉係 電話 0153-53-3333 / FAX 0153-53-3077
